

6/1からの平和の森公園「多目的運動広場」の 団体利用の再開に向けて

緊急事態宣言の解除に伴い、6月1日（月曜日）より、平和の森公園「多目的運動広場」の団体利用を再開いたします。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行は収束の目途がたっていないことから、感染拡大防止のため運動広場を利用するうえでの条件と制限を設定させていただきます。

お客様にはご不便をおかけしまして大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【施設利用条件】

- ・ 体調不良者（2週間以内に37.5℃前後の発熱、だるさ、咳、のどの痛みなど風邪の症状が発症した方）は運動施設をご利用いただくことはできません。
- ・ 運動広場利用者は必ずマスクを持参し、プレー中を除いてマスクの着用していただきます。
- ・ タオルやスポーツ用品などを複数人で共同使用しないでください。
- ・ こまめな手洗い、手指の消毒の実施に努めてください。
- ・ 応援や大きな声での会話は行わないでください。
- ・ プレーヤー以外の方（応援者、観覧者）は運動広場内へのご入場をご遠慮ください。
- ・ 咳エチケットなどのマナーを守れない方、体調不良が明らかな方、他の利用者のご迷惑となるような行為を行う方については、ご退場いただく場合があります。
- ・ 当日の利用責任者（施設利用受付を行う団体代表者・メンバー）は、次の事項にご対応いただきます。
 - ① 利用責任者が、当該施設利用における責任者となります。利用責任者は、利用開始前に施設を利用するメンバーに体調不良者（2週間以内に37.5℃前後の発熱、だるさ、咳、のどの痛みなど風邪の症状が発症した方）がいないことを必ず確認してください。
 - ② 運動広場を利用するメンバー全員の 1.氏名、2.住所、3.連絡先（電話番号）を記録し、利用日より 1カ月間保管してください。※
 - ③ 利用責任者は、施設利用受付時に施設利用条件に関する承認書へのサインを行っていただくからご利用いただきます。
 - ④ 上記利用条件にご承認いただけない場合は、施設のご利用をお断りさせていただきますので予めご了承ください。

※ **新型コロナウイルスのクラスター感染が発生した場合、保健機関等からのヒアリングの対象となる場合があります。**

【施設の利用制限】

- ・ 管理事務所受付（中野体育館）・公園内仮事務所へのご来場につきましては、代表者1名までとさせていただきます。また列をつくる場所につきましては、ならぶ位置を明示して前の方との間隔を空けさせていただきます。
- ・ 平和の森公園「多目的運動広場」には更衣室のご用意はございません。更衣につきましてはご自宅ですでにいただき、運動広場周辺での更衣はしないようお願いいたします。
- ・ 建物の戸窓は、換気のため可能な限り開けさせていただきます。

【コロナキャンセルについて】

- ・ 6月30日（火）利用分までについて、新型コロナウイルス感染防止の観点から運動広場の利用をとりやめる場合は、ご予約いただいた利用時間前までに管理事務所まで中止のご連絡をいただくことで、利用日から2日以内であっても無料でキャンセルをお受けいたします。
- ・ 中止の理由がコロナによらない場合や、中止のご連絡がなく来場されなかった場合は、キャンセル料の対象となります。



中野区立平和の森公園「多目的運動広場」 管理事務所

① 令和2年6月1日～8月31日まで

■ 中野区立中野体育館 中野区中野 4-11-14 Tel: 03-3389-3151

② 令和2年9月1日以降

■ 中野区立総合体育館 中野区新井 3-37 Tel: 決定後 HP 等でお知らせ